

復興大臣

西 銘 恒三郎 様

双葉地方の復興・再生に向けた要望

令和4年6月1日

双 葉 地 方 町 村 会
会 長 遠 藤 智

双葉地方町村議会議長会
会 長 佐々木 恵寿

東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発災から11年が経過しました。

復興に向けた取組が一つ一つ見えるような形で前進しており、明かりが見え始めつつありますが、双葉地方は町村ごとの復興のステージが異なっているため、それぞれの置かれた事情や抱える課題は様々であり、復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注が必要です。

また、双葉地方では、いまだ多くの帰還困難区域を抱えており、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が昨年8月に示され、避難指示解除に向けて、一步前進したものの、多くの住民が県内外でいまだに避難生活を余儀なくされております。

さらに、先般、福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に係る政府の基本方針が決定され、中長期的な行動計画策定が進められておりますが、新たな風評被害への懸念が示されるなど、解決すべき課題は多くあります。

一方、現在、政府において進められている「国際教育研究拠点」は、福島イノベーション・コースト構想の中核として、世界トップレベルの教育研究と産業集積を行い、世界に誇れる創造的復興の拠点として、双葉地方では大きな期待を持っております。

原子力災害に加え、新型コロナウイルス感染症への対応など、難しい局面はまだまだ続いているところであり、第2期復興・創生期間においても、かつての自然豊かで暮らしやすい「ふるさと双葉地方」を取り戻し、各地で避難生活を送る住民、将来を担う子どもたちが夢や希望に満ち溢れ、双葉地方で生まれ育ったという誇りを持てるよう、引き続き双葉地方の復興が成し遂げられるまで、国の責務として対応していただきますよう要望いたします。

最重点要望事項

1 避難地域の復興の実現

【内閣府、復興庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、環境省】

東日本大震災及び原子力発電所事故から11年が経過し、双葉地方の復興は着実に前に進んでいるものの復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注が必要である。

双葉地方は、町村ごとに復興のステージが異なり、それぞれの置かれた事情や抱える課題は様々であるなど、多様な課題に対し適宜適切な対応が求められるため、第2期復興・創生期間においても、国が果たすべき責任をしっかりと果たすという決意の下、双葉地方の復興が成し遂げられるまで、国が前面に立ち、中長期的に復興を推進し、双葉地方の明るい未来が開かれるよう、引き続き、次の事項の支援等を行うこと。

(1) 復興・再生に向けた取組の加速化

国においては、第2期復興・創生期間においても、復興のステージが異なる各町村で生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化することが必要であるため、各種支援を充実させること。

(2) 中長期にわたる財源の確保

復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例の継続並びに福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金及び福島生活環境整備・帰還再生加速事業の予算を中長期的に確保するとともに弾力的な運用を行うこと。

(3) 被災地に寄り添った支援策等の構築

東日本大震災及び原子力災害の発生から11年が経過し、未曾有の複合災害により平穏な生活が失われ、懸命に復旧・復興に取り組んできたこれまでの思いや記憶などが風化されつつある。

このことから、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、積極的にこの地方に足を運び、この地方の現状を直に確認するとともに、地域住民の意見や要望等に耳を傾け、新たな課題やニーズにも対応できるよう、この地方の思いに寄り添った支援策等を構築すること。

2 国際教育研究拠点の整備

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】

(1) 双葉地方の持続的発展に寄与する拠点の整備

原子力災害により、極めて厳しい状況におかれている双葉地方が20年、30年後も持続的に発展を成し遂げられるようにするため、これまでの政策で成し得なかった大胆な取組を行って、日本における「究極の地方創生モデル」を目指すとともに、「地元福島が誇れるもの、日本の宝となるもの、世界にプラスとなるもの」となる、世界レベルの国際教育研究拠点を整備すること。

(2) 長期的な予算及び組織づくり

福島国際研究教育機構が目指す「我が国の科学技術・産業競争力をけん引し、世界に冠たる『創造的復興の中核拠点』」となる国際教育研究拠点を実現するため、世界レベルの拠点にふさわしい陣容の組織づくりと長期にわたる予算の確保を図ること。

(3) 世界に誇る「福島ならではの」の研究分野の整備

国際教育研究拠点の研究分野については、世界トップクラスの研究者に強いインパクトを与えるような研究テーマを取り上げること。

特に「福島ならではの」の研究分野として、原子力災害等に関する分野についても研究対象とし、正確な情報を日本国内のみならず世界へ発信すること。

(4) ベンチャー企業創出等による地域発展

先端技術の中核とした実用化重視の研究を行って、研究機関発ベンチャー等を創出するとともに、当該ベンチャーと地元企業との連携・育成を促進する仕組みを構築し、地域の雇用創出や定住人口の増大等を推進すること。

(5) 地元人材育成への教育機能の充実

地元人材を育成するため、ふたば未来学園等の地元の高校生のみならず、小中学生も含めたシームレスな形での国際教育研究拠点による地元人材育成の仕組みを構築するなど、教育機能を充実させること。

また、小中学生や高校生の目標となる高等教育機関として、大学(院)等の設置について引き続き検討すること。

(6) 研究タウンの整備

研究者やその家族等を受け入れるための生活環境・インフラ整備等、「研究タウン」の整備に要する財源を確保し、研究者が最先端の研究を行いつつ安心して教育にも取り組んでもらえるような住環境づくりの推進を図ること。

3 避難地域の復興に必要な財源の確保

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

双葉地方は復興のステージが異なり、復興への課題も各町村で様々であるため、令和4年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分や震災対応のための職員採用等に係る人件費等について、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 福島再生加速化交付金の予算確保等

復興のステージが異なる双葉地方の各町村が原子力災害からの復興を成し遂げるため、復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるよう以下の措置を講じること。

- ① 「移住・定住促進事業」については、12市町村が創意工夫し、地域の魅力を最大限引き出しながら講じる取組を支援するものであることから、移住・定住促進事業を効果的に進めるために定めた中期戦略に基づく事業については、自治体の自主性を尊重し、対象事業を幅広く認めること。
- ② 現在制度化されている交付金対象事業は、自治体が提案した事業に交付金を活用することができない状況もあるため、各自治体の判断を尊重し、必要な支援を柔軟に行うこと。

(3) 復興関連税制の延長

避難解除区域等内において、帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合又はその管理を委託した場合において、帰還移住等環境整備推進法人等の登録免許税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置を延長すること。

4 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
観光庁、環境省】

東日本大震災及び原子力発電所事故から11年が経過したが、いまだ根強く残る風評は双葉地方の移住・定住や産業発展の障害となっており、引き続き長期にわたる取組が不可欠であることから、風評払拭への取組に対する必要な財源を十分に確保すること。

特に、農林水産物の販路回復や国内外からの観光誘客の促進、ホープツーリズムや教育旅行の定着等に向けた継続的な取組が重要であることから、十分な財源の確保を継続すること。

また、地域情報発信交付金（地域魅力向上・発信支援事業）については、市町村が創意工夫し、地域産品等への風評払拭を促進するために取組む事業であることから、自治体の自主性や判断を尊重し、対象事業を幅広く認め、必要な支援を柔軟に行うこと。

5 原子力発電所事故の収束と住民への迅速かつ正確な情報提供
【内閣府、復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

(1) 福島第一原子力発電所の着実な廃炉作業の実施

双葉地方の地域の安全・安心な生活環境を確保する観点から、福島第一原子力発電所の事故は収束していないという認識の下、国が前面に立ち責任を持って、事故の収束作業と廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めること。

(2) 東京電力への指導・監督

廃炉・汚染水・処理水対策は長期間にわたる取組が必要であり、地域住民や国民の理解が極めて重要であるにも関わらず、東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに、地域住民の不安と不信が高まっている。

国においては、東京電力に対し、安全・安心の確保を基本姿勢とした厳格な指導・監督を徹底するとともに、住民の不安が軽減されるよう適時適切な情報提供を行わせるようにすること。

(3) 放射性廃棄物の処分

使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

(4) 福島第二原子力発電所の廃炉作業の実施

福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力に対する指導・監督などを国として万全を期すとともに、使用済燃料については、処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。

6 帰還困難区域の取扱い

【内閣府、経済産業省、警察庁、復興庁、消防庁、環境省】

(1) 特定復興再生拠点区域外の方針

昨年8月に特定復興再生拠点区域外に係る政府方針が示され、避難指示解除に向け一歩前進したものと受け止めているが、引き続き地域住民に寄り添った対応を行うこと。

また、引き続き、最終的な全面解除に向けた取組をより一層加速化させること。

(2) 除染・家屋解体等の実施

特定復興再生拠点区域外の家屋等について、荒廃は日を追うごとに進んでおり、家屋など火災が発生する恐れがあるなど、家屋等を現状のまま放置することはできないため、特定復興再生拠点区域外の除染・家屋解体及び除草・伐木等の荒廃抑制対策を実施すること。

(3) 特定復興再生拠点区域外の被災者生活支援

帰還意欲の減退を防ぐため、特定復興再生拠点区域外の住宅に関する被災者生活再建支援金制度を弾力的に運用するなど、特定復興再生拠点区域外の住民を対象とした当面の被災者生活支援対策にしっかりと取り組むこと。

また、避難指示等が先行解除された地域の住民に講じられたものと同様の支援を行うとともに、固定資産税や国民健康保険税、医療費の負担等における取扱いに不公平が生じないよう各町村に対する財源の補填等を行うこと。

(4) 特定復興再生拠点区域の拡大

特定復興再生拠点区域復興再生計画の取組の実現に向けて、更なる支援を充実させるとともに、各町村の意見をしっかりと反映させ、逐次特定復興再生拠点区域拡大の認定を行うこと。

7 A L P S 処理水の取扱い及び社会的な影響への対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制庁】

(1) 国民に対する説明及び正確な情報発信

A L P S 処理水の取扱いについて、双葉地方の地域住民はもとより県民及び国民に対して丁寧な説明を行い十分な理解が得られるよう、説明責任を果たすとともに、国内外に対し科学的根拠に基づく正確な情報を分かりやすくかつ繰り返し発信すること。

(2) 浄化処理の確実な実施

双葉地方を始め、国内外に対する安全・安心を確保するため、タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、東京電力による測定及び第三者機関による比較測定を行い、処理過程の透明性を高めるよう取り組むこと。

また、第三者機関の下、環境モニタリングの実施など客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じ、I A E A による安全性の検証を定期的に実施すること。

あわせて、処理水の元となる汚染水の発生量をこれまで以上に抑制する対策を講じること。

(3) 万全な風評対策

昨年 8 月に東京電力福島第一原子力発電所の敷地内で保管する処理水の処分に伴う当面の風評対策が示されたが、双葉地方の復興の妨げとなる新たな風評を発生させない強い決意の下、国は全面に立って、全責任を持ち、万全の対策を講じること。

(4) 事業者への支援及びセーフティネットの構築

処理水の取扱いは長期に及ぶことから、農林水産物が適正な価格で取引され、消費者も安心して購入できるような取組を行うこと。

また、事業者が安心して事業を営み、生業として継続できるよう実施状況等を確認しながら必要な対策を講じること。

さらに、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合は、新たに創設される基金を速やかに活用し、事業者の生活を守るとともに、東京電力に対し確実な賠償を行うよう指導するなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

8 中間貯蔵施設及び最終処分場等の確保・安全管理 【復興庁、国土交通省、環境省】

(1) 中間貯蔵施設の安全管理

中間貯蔵施設への全ての除去土壌等の搬入が完了するまで、安全安心を確保した輸送の実施に万全を期すこと。

また、中間貯蔵施設の安全管理を徹底し、施設の運営を確実に
行うなど、引き続き周辺対策に万全を期すこと。

(2) 県外最終処分に向けた取組の加速化

中間貯蔵開始後の30年以内の県外最終処分について、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程等を早期に明示すること。

9 避難地域の鳥獣被害対策【復興庁、農林水産省、環境省】

避難指示区域等を中心として、イノシシなどの有害鳥獣が農作物に被害をもたらすのみならず、帰還意欲の阻害要因にもなっているため、引き続き、必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うとともに、福島生活環境整備・帰還再生加速事業等について、柔軟な活用を認めること。

また、令和4年に避難指示の解除が予定されている特定復興再生拠点区域については、帰還や移住した住民の生活等に支障をきたすことのないよう特に対策を講じること。

10 復興に向けた人員の確保【復興庁、総務省】

双葉地方の町村では多くの住民が避難生活を強いられていることを踏まえ、復旧・復興業務で多忙な町村職員を支援するため、任期付き職員の採用や応援職員の受入れなど、様々な形の支援がなされているところである。しかしながら、原子力災害の持つ特殊性により課題が長期的であり、今後とも継続した支援が必要であるため、中長期的な職員派遣等を行うこと。

特に、土木・建築系の技術職の職員が不足していることから、技術系職員の派遣に取り組むこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税により措置すること。

11 福島イノベーション・コースト構想の着実な実現

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 福島イノベーション・コースト構想の推進

福島イノベーション・コースト構想は、浜通り、特に双葉地方の産業や雇用創出に大いに資するものであることから、関連事業を含め、より一層の充実を図ること。

また、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が主要な実施主体として位置付けられているが、本構想は国家プロジェクトであるため、関係省庁が連携し、体制強化などに積極的に取り組むとともに、県と連携しながら構想の具体化を推進すること。

あわせて、財源不足により本来の目的が達成できなくなることがないように、省庁横断で必要な財源を捻出し目的を完遂すること。

(2) 福島イノベーション・コースト構想の双葉地方への波及

本構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指して様々な環境整備を行っており、双葉地方においても様々な研究施設等が整備されているが、産業集積や人材育成、交流人口や定住人口の拡大等の本構想の効果が双葉地方へ波及するような事業展開等を行うこと。

(3) 地元企業の参加促進

東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生や地域経済の発展のため、特に廃炉作業については、作業を分解して発注するなど地元企業が受注しやすい発注体制を整備するよう指導・監督し、地元企業の参加を促進すること。

また、福島イノベーション・コースト構想の実現や産業集積拡大に伴う地域発展へつながる展開に地元企業等が参画できる環境づくりを進めること。

12 「福島１２市町村の将来像」を踏まえた復興の実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

今後の復興に向けて、被災自治体の思いに寄り添い、地域の実情を踏まえた支援に取り組むとともに、避難指示解除の時期や東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置への対応等、国が最後まで責任を持って前面に立ち、決断を先送りすることなく取り組んで行く必要があることから、「福島１２市町村の将来像に関する有識者検討会提言」を踏まえ、双葉地方が２０年、３０年後も持続的に発展していけるよう、引き続き次の支援等を行うこと。

(1) 福島の復興シンボル拠点であるＪヴィレッジの利活用の拡大

２０１９年４月に全面再開したＪヴィレッジを復興シンボルの中核拠点とした取組みについて、施設のさらなる充実と周辺地域の施設等との連携を図るとともに、近隣地の公園化、常磐道からの一時退出を可能とするなど周辺環境を整備し、利活用者の拡大と地域活性化等の推進を図ること。

(2) 移住・定住、交流人口の拡大

移住・定住を促進するため、新産業による雇用の創出、充実した教育環境、安心して生活できる医療体制、子育て世帯・単身者・お試し移住者などからの様々なニーズに対応した住まい環境等、魅力あるまちづくりの支援を行うこと。

また、二地域居住しやすい制度の構築、各町村で実施する移住促進事業への支援、高速交通ネットワークの整備、あらゆるソースを活用した情報発信の強化や推進体制の強化等を幅広く行うこと。

さらに、復興祈念公園、東日本大震災・原子力災害伝承館等を交流発信拠点としてホープツーリズムに活用するなど、交流人口拡大を推進すること。

(3) 復興祈念公園の早期整備

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、福島県に対して全面的な財政支援を講じるとともに、交流発信拠点としての早期整備を行うこと。

(4) デジタル社会実現のための支援

移住・定住を促進するためには、テレワークやリモート会議等に対応できる安定した通信環境が必要であるが、双葉地方の中山間地域では通信環境が整備されていない状況であるため、光ファイバ網の高度化に対する支援制度を拡充するなど、通信インフラの整備に係る支援を行うこと。

また、自治体のDXを推進するため、「自治体DX推進計画」に基づく業務システムの標準化に伴うシステムの改修等に加え、標準化対象外の業務システムの共同利用やクラウド化など、自治体独自の取組に対して、財政支援を講じること。

(5) カーボンニュートラル等への支援

双葉地方では「ゼロカーボンシティ宣言」をしている自治体が多くあり、再生可能エネルギーの導入や福島水素エネルギー研究フィールドを中心に水素社会実現に向けたモデル構築等に取り組んでいる。

この地域が国内で先進的な地域になるためにも、新エネルギーの供給基地化やカーボンニュートラルに取り組む自治体への積極的な支援及び必要な予算の確保を行うこと。

(6) 12市町村将来像のロードマップの作成と実現化の推進体制の構築

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言を「夢物語」で終わることのないようにするため、本提言実現のためのロードマップを示すこと。

さらに、本提言の実現には30年、40年と長期にわたることから、施策展開を図るためのフォローアップを継続できる推進体制を構築すること。

13 双葉地方の地域医療提供体制等の再構築【復興庁、厚生労働省】

(1) 医療提供体制の確保のための財政支援

避難指示解除後の住民帰還が進まない現状の中で、医療機関が再開又は新規開業の後押しができるような支援制度等に対する財源を十分に確保すること。

また、医療人材確保、専門医療（人工透析や特定の診療科等）の確保など双葉地方の医療提供体制の再構築に向けて中長期的に取り組むために必要となる財源を、引き続き、安定的かつ十分に確保するとともに、地域医療再生基金の活用については、引き続き、この地方の実情に応じた柔軟な対応を認めること。

(2) 介護サービスに係る財源措置

双葉地方の避難指示解除地域では、高齢者の割合が高い状況にあり、深刻な介護人材不足により必要な介護サービスの提供が難しいことから、次の事業について、引き続き、十分な財源措置を行うこと。

- ① 被災地における福祉・介護人材確保事業における研修受講費
就職準備金の貸与及び住まいの確保支援
- ② 全国の社会福祉法人等からの応援職員に対する給与差、赴任、
通勤等に係る経費の支援
- ③ 経営環境が整うまでの緊急措置として、介護保険施設や訪問
介護事業所等に対する運営費の支援

14 避難者に係る保険料等の支援の見直し

【復興庁、厚生労働省】

双葉地方の復興は道半ばであり、いまだ多くの住民が、慣れない地域での避難生活を余儀なくされている。

避難生活が長期化し、避難者の心身に様々な影響を及ぼしていることのみならず、帰還後においても震災前から激変した生活環境などから医療機関等の利用が増加傾向にある。

避難者に係る保険料等の減免制度については、先般、国から見直しの方針が示されたところであり、今後はこの方針を踏まえ、地域住民に寄り添いながら丁寧な対応をすること。

なお、双葉地方の町村では、要介護者の増加に伴う給付費の急激な伸びは落ち着きつつあるものの、依然高止まりしており、介護保険財政が悪化していることから、特別調整交付金の増額や介護保険財政安定運営のための新たな交付金制度の創設等、国による財政支援措置を講じること。

15 新型コロナウイルス感染症への対応

【復興庁、厚生労働省、環境省】

双葉地方は原子力災害による人口減少が著しく、地域医療が脆弱であることから、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大により地域医療が逼迫、更には崩壊してしまうおそれがある。

現下の新型コロナウイルス感染症は、予断を許さない状況が続いており、いまだ感染拡大に対し懸念される状況であり、早急に安心して生活できる環境づくりへより確実な対策を早急に講じる必要がある。

このことから、双葉地方の地域医療が崩壊等することのないよう、医療体制の支援及び財源の十分な確保を行うこと。

また、除染作業に従事している方や復興業務に携わる方などの感染防御対策を講じるよう積極的な支援等を引き続き行うこと。

16 双葉地方の教育環境の整備・充実

【復興庁、総務省、経済産業省、文部科学省】

(1) 学校への支援

東日本大震災及び原子力災害から11年が経過した今もなお、厳しい環境での学校運営を余儀なくされており、特に地元での学校再開を目指す大熊町・双葉町を始め、子どもたちが著しく減少した双葉地方の学校に対し、中長期的にハード面・ソフト面の支援を行うこと。

(2) 魅力的で安心して学べる教育環境の創出

持続的な地域づくりには、将来を担う子どもたちの存在が不可欠であり、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育が必要であることから、幼小一貫等を含めた学校間ネットワークによる教育連携、先端的かつ魅力的な教育システムの形成、AIを活用し学びの個別最適化を図るEdTech教育の導入推進、STEAM（学際研究化）教育の充実、初等教育から高等教育までつながるボーダーレス環境を創出する魅力ある教育環境づくり等に努めること。

また、少人数学級だからこそ可能となる特色ある先端的教育システムの導入や複数校での連携ネットワーク構築により、双葉地方ならではの魅力ある教育環境の創出を図ること。

さらに、心のケアや学習指導等きめ細い支援により、安心して学べる教育環境づくりに取り組むため、教職員の加配やスクールカウンセラーの配置、就学支援等を継続すること。

(3) 休校中の高等学校の再開に向けた支援

現在休校となっている双葉地方の高等学校について、再開に向けた支援を進めること。

この際、未来づくりを指向した新しい魅力ある「学びのシステム」の導入を図ること。

(4) 高等教育機関の設置検討

福島イノベーション・コースト構想の具現化など、双葉地方が着実に復興の歩みを進めるためには、専門性の高い大学(院)等の高等教育機関を誘致し、多くの人材育成が必要である。

国においては、福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議の「国際教育研究拠点に関する最終とりまとめ」の中で、「将来的な大学(院)設置を検討していく」とあるように、双葉地方の教育環境の整備・充実について、ハード面及びソフト面での強力な支援を行うこと。

【復興庁、国土交通省】

常磐自動車道は、双葉地方の復旧・復興を推進するために必要な基幹的インフラであり、廃炉作業の進展等の原発事故に起因する諸課題の解決や、地域の復興に向けた環境整備といった観点に止まらず、東北地方の太平洋沿岸部の高速交通体系の形成を図るうえからも重要な路線である。

[illegible]

(2) 国道 6 号の整備

双葉地方の主要道路である国道 6 号については、復旧・復興事業の進展に伴い大型車の交通量が多く、車両のすれ違いの際に危険を感じる場面が増えており、また、朝夕の渋滞の発生や交通事故の増加が課題となっている。今後も道路交通の安全・安心の確保の観点から、また、国際教育研究拠点構想が進展している状況から、将来、福島県浜通り地方における拠点間ネットワークの強化充実が求められ、その基幹軸としての役割強化の観点からも 4 車線化を含めた拡幅等の措置を行うこと。

(3) (仮称) あぶくま横断道路の整備

双葉地方と中通りを結ぶ高速道路体系が整備されていないため、東日本大震災並びに原発事故発生時、狭隘な国道等が大渋滞し、速やかな避難に重大な支障をきたした。

このような状況において、昨年（仮称）あぶくま横断道路が福島県新広域道路交通計画の構想路線に位置付けられたところであり、今後の復興に際し福島イノベーション・コースト構想の推進等、産業集積拠点間のネットワーク及び物流の安定確保を始め、県内各地域との広域連携の促進及び双葉地方の持続的地域発展に寄与し、緊急時の命を守る道（避難、救命救急、防災、災害復旧）の確保、浜通りと中通りを連絡する重要な物流路線として、安全で信頼性の高い「(仮称) あぶくま横断道路」を新たな高規格道路として早期に計画を進め、整備促進を図ること。

(4) ふくしま復興再生道路等の復興を支援する道路の整備

次に掲げるふくしま復興再生道路等の復興を支える道路の整備については、復興拠点と中通り・会津地方を連絡する交通ネットワークを形成しているほか、円滑な物流による地域経済の発展や、避難指示・解除区域の復興と避難住民の帰還を推進し地域間の交流を図るため必要不可欠であるが、避難地域の復興はいまだ途上であり、事業が着手して間もない箇所も存在していることから、早期整備とともに復興事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

【整備が必要なふくしま復興再生道路】

国道１１４号、国道２８８号、国道３４９号、国道３９９号
県道原町川俣線、県道小野富岡線、県道吉間田滝根線

【復興を加速化させるために整備が必要な道路】

- ・ 県道浪江三春線
- ・ 県道浪江鹿島線
- ・ 県道小良ヶ浜野上線
- ・ 県道落合浪江線
- ・ 県道幾世橋小高線
- ・ 県道広野小高線
- ・ 県道井手長塚線
- ・ 県道富岡停車場線
- ・ 県道長塚請戸浪江線

(5) 生活環境の改善に資する道路の整備

双葉郡の道路の整備については、復興の進捗に伴い、新たに発生する課題等への対応が想定されるところであるが、救急医療や消防活動、さらには通勤・通学等地域住民の安全で安心な暮らしを守るため、地域の課題となっている狭小道路の拡幅整備や、生活道路網の新設整備及び安全な通学路の整備等を図ること。

- ・ 県道上戸渡広野線
- ・ 県道小塙上郡山線
- ・ 県道富岡大越線

【(仮称) あぶくま横断道路のイメージとふくしま復興再生道路】



【復興加速化のため整備が必要な道路及び生活環境の改善に資する道路】



(6) 社会資本整備総合交付金（復興）等における財源の確保

双葉地方は、原子力災害からの復興はいまだ道半ばであり、今後も継続して中長期的な対応が必要であることから、社会資本整備総合交付金（復興枠）及び震災復興特別交付税措置の継続を図り、復興事業が完了するまで必要な予算を確保すること。

(7) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、地域住民の安全で安心な暮らしを守るため、社会資本整備総合交付金（通常分）や防災・安全対策交付金等の通常事業に係る財源を十分に確保すること。

特に、防災・減災が主流となる社会の構築のため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策や、「予防保全」への本格的な転換が急務であることから、防災・減災や長寿命化対策に要する財源について十分に確保すること。

18 高速道路無料措置の延長【復興庁、国土交通省】

高速道路無料措置について、避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動の支援や帰還に向けた避難先との行き来が必要であることから、双葉地方の住民に対する高速道路無料措置について、国から示された方針を踏まえ、2023年4月以降も延長を行うこと。

19 農林水産業の復興・再生への支援

【内閣府、復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 農業・農村再生のための必要な予算の確保

避難指示解除区域等において、農業・農村の再生にはまだ多くの時間を要する。再び農業者が安心して営農できるような支援や農地集積の更なる促進や大区画化・汎用化に向けたほ場整備等、第2期復興・創生期間においても財政措置を含めた支援を行うとともに、補助金の執行に当たっては、地域事情を的確に捉え、引き続き、柔軟かつ切れ目ない対応をすること。

(2) 農林畜産業への支援

双葉地方の阿武隈中山間地域の復興のため、一部取り組まれている農林畜産事業の支援の充実と6次化産業へつなぎ、地域連携により交流人口の拡大につながる拠点地域形成への仕組みづくり及び財政支援を行うこと。

また、畜産業の再生を図るため、飼料作物等の栽培など耕畜連携を進めるために必要な知見の共有と財政支援を行うこと。

(3) 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

原子力災害の影響を最も受けている双葉地方の森林を再生し、林業・木材業の活性化や生活圏の環境保全等の各種復興施策について、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

(4) 水産業再生に係る取組の強化

双葉地方の水産業は、ALPS 処理水の処分など極めて厳しい状況に置かれており、水産業の復興に向けては水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、売り切ることができる環境づくりが重要である。

については、操業拡大に取り組む漁業者や新規就業者等への手厚い支援、消費者に向けた理解促進等の取組、資源管理と栽培漁業等への支援の3つの観点で、生産から流通・消費に至る水産業全体を捉えた強力な対策及び必要な予算を確保すること。

また、水産業が復興を成し遂げるには相当の期間が必要であることから、国は漁業者に寄り添った支援体制の整備及び中長期的な財源の確保を行うこと。

(5) 水田活用の直接支払い交付金の見直し

双葉地方は、農業者の帰還促進や新規参入者の支援、一定期間の農地の保全管理の実施など営農再開に向けて、段階的に取り組んでいるところであり、原子力災害の被災地域の特殊な実情を十分考慮し、営農再開までの間は、交付対象水田の見直し対象としないなどの特例措置を講じること。

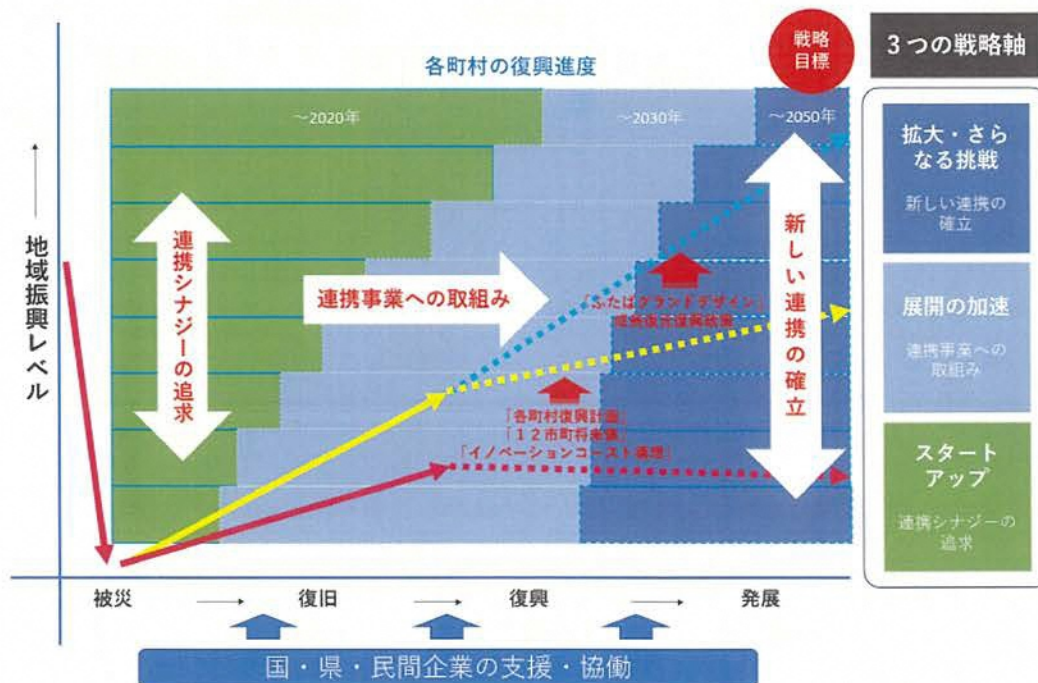
20 ふたばグランドデザインへの支援

【内閣府、復興庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

双葉地方では、「震災前以上の繁栄を遂げられる地域」の達成を目指し、双葉郡が一体となり「ふたばの思いはひとつ」のもと「明るい未来の双葉郡」を自ら思い描き、希望をもって進んでいけるよう連携をキーワードとした「ふたばグランドデザイン」を策定したところである。

当デザインは長期にわたる構想であることから、国においては段階的に様々な分野で必要な支援を行うこと。

双葉8町村の長期ビジョンのイメージ



21 原油価格高騰に対する支援

【復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁】

昨今の原油価格の高騰は世界経済へ大きな影響を及ぼしているが、双葉地方はいまだ復興の道半ばであり、多くの復興関連車両の運行が必要であるため、ガソリン・軽油等の価格高騰はインフラ整備等の復興に向けた各種事業の足かせとなってしまう恐れがある。

また、双葉地方は高齢者が多く、灯油価格の値上げ・高止まりは経済的負担を強いることになり、生活に大きな影響を与える。

国においては、地方の実情を踏まえ、原油価格高騰に対する支援を行うこと。

22 避難等に伴う「精神的損害」に係る賠償 【復興庁、経済産業省、文部科学省】

双葉地方の復興・再生には、原子力発電所による損害が最後まで確実に賠償されることが必要不可欠である。

これまでに前例のない原子力発電所事故により、広範かつ長期に及ぶ損害が生じている中、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「指針」等をもとに賠償の枠組みが構築され賠償手続きが進められてきた。先ごろ、住民が慰謝料等を求めた集団訴訟において「指針」を上回る賠償を命じた複数の控訴審判決が、最高裁判所の決定により今年3月に確定したところである。

ついては、国において、こうした事実を踏まえ住民や市町村に混乱が生じさせないよう、「指針」の検証を速やかに行ったうえで適切に対応することはもとより、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう、改めて、東京電力を指導すること。

(1) 原子力損害賠償紛争審査会における適切な対応

最高裁判所の決定により複数の控訴審判決が決定したことを受けて、早急に原子力損害賠償紛争審査会を開催し、確定した判決の内容について、「指針」における基準や東京電力がこれまでにやってきた賠償との比較等も含めた具体的な分析を行うこと。

(2) 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償

確定した判決の内容を踏まえ、東京電力に対し、改めて、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、賠償請求を真摯に受け止め、心情にも配慮し誠実に対応するよう指導すること。

(3) 消滅時効への対応

すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導することはもとより、新たに「指針」の見直しを行う場合は、必要な対応を講じること。

重点要望事項

I 復興事業の推進及び財源の確保

1 福島再生加速化交付金を活用した避難地域等の整備推進 【復興庁】

- (1) 避難市町村が復興計画等に掲げる復興拠点は、地域全体の復興実現の足掛かりとなる重要な拠点であり、その整備を始め、帰還に向けた環境整備を着実に進めていく必要がある。

このため、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）について、いたずらに現在の需要にとらわれることなく、需要が新たに生み出されるという将来性を十分に考慮して、事業採択を行い、復興計画等に基づいた魅力的な復興拠点の整備が可能となるように措置すること。

特に、住民帰還等の進捗に伴って生じる新たな課題や移住・定住の促進に向けた取組などに幅広く柔軟に対応できるよう、対象事業の追加・拡充を図ること。

- (2) 住民帰還の加速化に欠かせない社会福祉施設や商業施設等については、開設しても住民の帰還が一定程度進むまではその運営が厳しいことから、条件不利地域のバスや航路の運営経費を補助している「地域公共交通確保維持事業」と同様、ランニングコストについても交付金の対象とすること。
- (3) 一部事業で対象となっている調査設計費は、生活拠点や社会福祉施設等の整備の際にも事前調査は必須となるため、全ての基幹事業で調査設計費も対象とすること。
- (4) 基幹事業と一体となって効果を増大させるための効果促進事業（上限は基幹事業の35%）については、被災自治体が復興計画に基づき自主的かつ主体的に取り組む事業が全て実施可能となるよう、真に柔軟な制度に改めること。

2 復興再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の運用 【復興庁】

- (1) 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）は、新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大を図るなど、新たな活力を呼び込むことで、12市町村の復興・再生の更なる加速化を図ることを目的としており、特に「自治体支援事業」については、12市町村が創意工夫し、地域の魅力を最大限引き出しながら講じる取組を支援するものであることから、移住・定住促進事業を効果的に進めるために定めた中期戦略に基づく事業については、自治体の自主性を尊重し、対象事業を幅広く認めること。
- (2) 現在制度化されている交付金対象事業について、交流・関係人口の拡大や地域の魅力を高めるものと自治体が考慮した事業に交付金を活用することができない状況であるため、交流・関係人口の拡大に資する事業の判断は、各自治体の判断を尊重すること。
- (3) 移住・定住の促進を含め、地域の魅力を最大限引き出すための事業は、単年度ではなく複数年度にまたがり実施する必要があるため、基金化を認めること。

II 避難地域の復興再生

3 人材確保に向けた支援策に関わる財源確保等 【内閣府、復興庁、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、環境省、農林水産省】

避難指示区域等で事業を再開する事業者や県外から参入する新規事業者にとって、雇用する人材の不足は、企業進出、再開に向け、足かせとなりつつあることから、国は人材不足解消のために必要な財政支援等を継続的に実施すること。

4 帰還困難区域内廃棄物の迅速かつ確実な処理 【復興庁、環境省、資源エネルギー庁、厚生労働省】

放射性物質汚染対処特措法に基づく、対策地域内における国による廃棄物の直轄処理を迅速かつ確実に実施すること。

5 農地転用の特例措置 【復興庁、農林水産省】

避難住民の帰還を促進するためには、工場や再生可能エネルギー施設等の雇用の場、商業的な施設や住居等を早急に整備することが求められており、これらの適地は第1種農地等の優良農地が多い。

このため、避難指示解除等区域において、放射性物質の被害による特殊事情に応じ、新たに柔軟かつ機動的な新たな特別の対応が図られるよう、第1種農地等について、避難住民の帰還促進に資するこれら施設用地に関して、農地転用規制等に係る特例措置（農地転用に係る復興整備計画策定に関する手続きの簡素化・迅速化）が講じられたところであるが、生前一括贈与対象農地を転用した場合の納税等に関する手続きや、農業者の代替農地の再取得などに関し、個別の課題も生じていることから、引き続き、避難住民に寄り添った課題解決に向けた対策を講じること。

6 避難地域町村のまちづくりに係る土地取得等の支援 【復興庁、国土交通省】

(1) 帰還に向けた環境整備を行うに当たり、利用可能な公有地を十分に確保できない町村においては、新たな土地取得や土地造成等が必要となっている。

避難地域町村が行う住民の生活基盤再建に向けた新たな産業づくりや、雇用の場の創出、医療・福祉サービス施設等、円滑な復興のためのまちづくりを進めるに当たり、既存の制度では十分に対応できていない土地取得及び土地造成を一体的に行う附帯事業が可能となる財政措置を講じること。

(2) 国有林等の造成・環境管理等により放射線量を低減し、子育て世代が安心して生活できる環境整備を図れるようにすること。

7 企業誘致に関わる財源確保等 【内閣府、復興庁、総務省、財務省、経済産業省、厚生労働省、環境省】

いまだ根強く残る風評被害を克服して復興を加速するため、福島イノベーション・コースト構想を核とした産業の復興・再生を推進し、双葉地方における強力な企業立地支援策を追加するとともに、第2期復興・創生期間においても自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等の財政措置を継続すること。

8 商業施設再開と営業の継続に対する支援 【復興庁、経済産業省】

避難指示解除等区域においては、住民の帰還が進まないことと商業施設の再開が進まないことが悪循環を起こしている状況にある。

住民意向調査においても商業施設の再開支援が帰還後に求められる支援の上位に挙げられており、住民の帰還に向けて、日常生活を送る上で不可欠な商業機能の回復を図ることが必要である。

このため、避難指示区域の再編に伴う商業施設の再開や新規出店に対する補助を含めた財政的な支援や住民の帰還が一定程度進むまでの間の営業継続に対する支援等を行う柔軟で使い勝手の良い制度を構築すること。

また、（公財）福島相双復興推進機構が、事業者の事業再建に真に貢献するよう、実効性のあるものとする。

9 保健医療福祉等の確保 【復興庁、厚生労働省、文部科学省、環境省】

(1) 復興を成し遂げるためには保健医療福祉等の環境整備は永続的に重要な課題であることから、地域医療再生臨時特例交付金による補助金を第2期復興・創生期間においても実施できるよう、基金の設置期限延長や弾力的な運用を認めるなど、継続的に支援策を講じること。

(2) 現在、南相馬市で再開している双葉准看護学院について、双葉郡内で再開することとなった際には、移転再開に要する経費について財政支援を行うこと。

10 母子の健康支援策の充実 【復興庁、厚生労働省、文部科学省、環境省】

(1) 子供の医療費について、乳幼児期の医療費を無料化する制度を創設するとともに、県が実施している小学校から18歳までの子どもの医療費助成に対して、継続的な実施が可能となるよう、国は必要な財政措置を行うこと。

(2) 安心して子どもを産み育てられる子育て環境を整備するため、県では相談事業等を実施しているが、継続した事業実施が可能となるような財政措置を講じること。

また、双葉8町村において屋内の遊び場を整備する際には、財政措置を講ずるとともに、事業採択について柔軟な対応を行うこと。

11 移住者増加のための制度創設について 【復興庁、総務省、厚生労働省】

復興を成し遂げるためには、帰還者のみならず移住者の増加が必要である。移住者にとって住みやすく、魅力あるまちとするために移住者に対する税制優遇措置や医療費一部負担金・介護保険に係る利用者負担等の全額免除等の制度を創設すること。

12 JR常磐線の機能強化について 【復興庁、国土交通省】

復興を推進する上で公共交通機関の役割は重要であることを踏まえ、新型車両の導入や特急列車の運行数の増加など、復興に伴う人的交流の増大への対応を始め、増便や通通勤時間帯のダイヤの見直しといった利便性の向上など、地域の実情や要請に応じたJR常磐線の機能強化が行えるようJR東日本を支援すること。

Ⅲ 原子力発電所事故への対応

1.3 廃炉作業の安全管理 【経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力ホールディングス株式会社に対し、重層的な汚染水対策の実施、廃炉作業等におけるリスク管理の徹底、現場を管理できる人材の育成・確保、廃炉作業等に従事する作業員の新型コロナウイルス感染防止対策を含む健康管理の徹底及び就業・生活環境の改善を求めるとともに、国の責任においてしっかりと指導・監督すること。

1.4 廃炉、除染等作業従事者の宿舎等の計画的な整備 【復興庁、環境省、資源エネルギー庁、厚生労働省】

双葉地方の住民と廃炉や除染作業等への従事者が、ともに安全かつ安心して生活ができる環境を整えるため、地元町村の意向を踏まえつつ、宿舎等の乱立を防止するためのゾーニングを行うなど、国、東京電力ホールディングス株式会社、廃炉・除染等の事業者において、計画的に作業従事者の宿舎等の整備を行うこと。

1.5 再生可能エネルギー導入拡大への支援 【復興庁、経済産業省、資源エネルギー庁】

避難指示解除等区域においては、立入制限等により長期間にわたり事業実施が困難であったなど、他の被災地とは異なる状況下にあることから、「固定価格買取制度」の継続と買取価格への特段の配慮や、「福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業補助金」等の継続及び拡大措置を講じること。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、送電網が弱いために導入が進んでいない双葉地方に対して、送電ルートの早期整備とその運用管理について、電力会社等と連携した多角的な支援を行うこと。

1.6 除染・農林地再生等の推進 【復興庁、環境省、資源エネルギー庁、農林水産省】

住民が安心して住むことができる環境を回復するため、森林除染を実施するとともに、農林地再生等を効率的に推進すること。

また、屋敷林等の立木については、適時適切にモニタリングを実施し、放射線量が高い場合は伐倒等による除染をすること。

1.7 研究成果等の周知 【復興庁、環境省、資源エネルギー庁】

放射性物質汚染廃棄物の処理が進まず、保管スペースがひっ迫しており、減容化や放射性物質の分離技術の開発・普及が強く望まれているため、汚染廃棄物の処理技術等に係る研究開発を充実し、その成果等について迅速に周知すること。

1 8 東日本大震災に係る災害廃棄物の実効性のある処理対策及び処理に関する財政措置の延長 【復興庁、環境省、資源エネルギー庁】

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理については、放射性物質による汚染への懸念等から、国のマスタープランに定める目標期限を既に経過している状況である。

このため、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国の責任の下、実効性のある処理対策を講じること。

また、処理に要する経費については、その処理が完了するまで、災害等廃棄物処理事業の補助率嵩上げなど、現在の財政措置を延長すること。

1 9 生活再建、事業再建のための損害賠償の確実な実施 【内閣府、復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

生活や事業再建のための損害賠償の確実な実施、賠償格差の是正等、確実かつ実情に即した原子力損害賠償の実施に向けて、国は、責任を持って対応することを強く要望する。

(1) 被災者の生活や事業の再建につながる賠償がなされるよう、被災地の実情に応じた指針の適時・的確な見直しを行うこと。

また、個別具体的な事情への対応を含め、被害の実態に即した確実かつ迅速な賠償を実施するよう、東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

(2) 事業者の事業再建が早期に実現できるよう、相当因果関係のある損害が継続する間は、東京電力ホールディングス株式会社に賠償を確実に行わせること。

(3) 公共財物賠償についても、実態に見合った的確かつ迅速な賠償がなされるよう東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

(4) 避難指示区域間による賠償の格差により住民間に軋轢が生じていることから、国は賠償の格差を是正するよう東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

IV 風評払拭の対策の強化

2.0 双葉地方の風評被害対策に対する支援 【復興庁、経済産業省、外務省、文部科学省、農林水産省、観光庁、消費者庁】

- (1) 風評の1日も早い払拭のためには、双葉地方の現状と魅力を国内外に広く継続して発信することが必要であり、国において風評被害払拭のための取組を積極的に行うこと。

また、観光復興対策に対する財政支援、海外との交流再開に向けた支援、国内外の会議、交流人口の拡大につながる各種イベント等の誘致及び開催への支援を行うこと。

- (2) 消費者の食への安全・安心を確保するため、生産者や加工業者等の取組を消費者に分かりやすく説明し、風評被害の払拭を図るとともに、地域内で連携して、消費者に対するリスクコミュニケーションを積極的に展開していくことができるよう、十分な財源確保を行うこと。

また、国においても、責任を持ってリスクコミュニケーションを全国的に展開し、消費者の理解を図ること。

V 住民の健康と安全・安心を守る取組

2 1 避難者の生活拠点である応急・仮設住宅等の支援 【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、厚生労働省】

避難者は、帰還するまでの間、慣れ親しんだ土地から離れることを余儀なくされていることから、長期避難者の生活拠点となる応急仮設住宅（民間借上げ住宅）や復興公営住宅に係る財政措置を継続すること。

2 2 消防体制の維持強化の支援 【復興庁、消防庁】

避難指示解除等区域等の消防・救急については、今もなお十分な体制が整っていない状況であるため、双葉地方の安全・安心を確保するため、国は消防体制の維持・強化について財政支援を行うこと。

2 3 避難指示区域内での消防活動に対する財政支援 【復興庁、消防庁】

帰還困難区域等で火災が発生した場合、大規模化することが懸念され、県内外の消防本部に応援を求める必要が生じるとともに、防護服やスクリーニングなどが必要となることから、訓練を含め、避難指示区域内での消防活動に対する財政支援である原子力災害避難指示区域消防活動費交付金について、十分な予算を確保すること。

2 4 復興・再生に向けた治安の維持 【復興庁、警察庁、国土交通省】

特定復興再生拠点区域のインフラ整備や復興の進捗に合わせた交通流の変化に適切に対応するため、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示の解除等による住民の帰還が進む一方、帰還困難区域における窃盗などの犯罪がいまだ発生していることから、被災地域の情勢変化に対応した治安維持や多岐にわたる警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

Ⅵ インフラの復旧等

2.5 インフラ整備時に発生する土壌等の処理 【復興庁、環境省】

双葉地方では、インフラ整備時の建設発生土や立木等に含まれる放射性物質濃度が高い場合が多く、工事施工業者等で処理することができず、一定期間保管せざるを得ない状況にあるため、保管場所の選定や費用等が発生し、インフラ整備に支障をきたしている。

双葉地方の復旧・復興を加速化させるため、国の責任においてインフラ整備で発生した土砂を確実にかつ速やかに処理する体制を構築すること。

2.6 常磐自動車道いわきJCT付近へのガソリンスタンド設置 【復興庁、国土交通省】

常磐自動車道は、双葉地方の復旧・復興を推進するために重要な基幹インフラであり、復興関連車両等、交通量が増加している。しかし、ガソリンスタンドが設置されているサービスエリアは県内には1か所のみである。

常磐自動車道の利用者が安心して走行できるよう、いわきJCTから上り・下り方面それぞれ5km程度の範囲にガソリンスタンドを具備したサービスエリア等を整備すること。

2.7 復旧・復興事業や除染などにより痛んだ町村道等の修繕・改良 【復興庁、国土交通省、環境省】

町村道等は、復旧・復興事業や除染等により交通量が増大し、舗装等の痛みが激しい箇所が多く見られることから、維持・管理に係る財源の確保等、国は責任ある対応をとること。

VII 事業再開への支援

2.8 事業者の事業再開への支援 【復興庁、経済産業省】

- (1) 避難指示区域外で事業継続のために、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の補助を受けた事業者が、別の修繕等を対象として再度申請する場合、別グループを再結成することが申請要件となっているため、手続き等の簡略化のためにも、運用変更を行うこと。
- (2) 今後、事業再開に向けた資金需要が見込まれることから、特定地域中小企業特別資金を令和5年度以降も継続するとともに、融資限度額の引上げなど制度を拡充すること。

2.9 企業間物流サービスの再生 【復興庁、経済産業省】

宅配便及びチャーター便を除いて、大手トラック運送事業者による企業間物流サービス、いわゆる「路線便」の再開が図られていないため、先行的に被災地で事業再開または創業した事業者の事業運営が困難になっている。

さらにこのような状況が続けば被災事業者の事業再開・継続、新規立地事業者の足かせになりかねない。

双葉地方の復興には地域経済の再興が不可欠であるため、震災前と同様に物流サービスが展開される仕組みづくりを構築すること。

VIII 文化芸術の振興支援

3 0 芸能文化の復活・活動支援【復興庁、文部科学省】

双葉地方の多くの住民は、ふるさと帰還での新生活、避難先地での生活と震災前の地域コミュニティを失い、新たな住環境の中で、どちらにあってコミュニティづくりに苦勞する状況下にある。

地域の民俗芸能は、避難している方々が再開する機会の創出や新たなコミュニティ創出のコンテンツとなることから、民俗芸能の活動支援及び再開支援等の措置を講じること。

IX 避難者等に対するきめ細やかな支援

3.1 安全で安心な食生活の確保 【復興庁、消費者庁】

安全で安心な食生活の実現に資するため、住民の身近なところで自家消費野菜等の放射能測定体制が今後も維持・強化できるよう、簡易放射能測定器の維持管理や人件費を始めとする必要な運営費用を財政支援すること。

3.2 帰還する住民の健康管理に関する支援 【復興庁、厚生労働省、環境省】

(1) 双葉地方の町村が実施するホールボディカウンターの整備・運営にかかる費用について十分な財政支援を継続し、住民の健康不安解消に向けた体制の強化を図ること。

(2) 原子力発電所事故発生時において、住民の一部は放射線量の高い地域へ避難するなどの影響で、将来の健康に対する不安が高まっていることから、国は、がん検診を始めとする各種健康診断等の受診率向上を図るため、双葉地方の町村に対する財政支援を強化すること。

3.3 双葉郡外への避難者に対する支援 【復興庁、内閣府、財務省、厚生労働省】

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難生活が長期化していることから、すべての避難者が避難先において安心して暮らすことができるよう、避難者支援を行う受入自治体、民間団体等に対する継続的な財政措置を講じること。

3.4 健康管理に関する支援 【復興庁、厚生労働省】

(1) 長期にわたる避難生活を余儀なくされている避難者等に対する健康支援活動等に従事する保健師等の人材確保への支援を強化すること。また、長期にわたる避難等により高いストレス状態にある避難者等の心のケアについて、医療人材の確保も含め継続的に対応できるよう必要な予算を確保すること。

(2) 双葉地方広域市町村圏組合が復興公営住宅敷地内に開設した診療所については、双葉郡医師会が管理・運営を行い、避難者等の心身両面のケアを行っているが、国は継続して運営支援等の財政措置を講ずること。

(3) 県外に避難している子供について、他県の医療機関において受診した場合にも子供医療費助成制度による現物給付が可能になるよう配慮すること。

3.5 避難者に対する生活再建等への支援 【復興庁、厚生労働省、総務省】

長期にわたって維持管理できない住宅は全壊とするよう、罹災証明制度を改正するとともに、被災者生活再建支援金制度の申請期限の延長、原子力災害による被災者を対象とした新たな生活再建の支援制度、さらには、長引く避難生活に対する税制特例等の支援措置を検討すること。

3.6 相続税（贈与税）に関する軽減措置 【復興庁、財務省】

平成25年度の税制改正により、平成27年1月1日以後に開始する相続分から基礎控除が引き下げられ、相続税の課税対象が拡大されたが、帰還困難区域等における土地・建物等の所有者の高齢化が進んでおり、相続人となる子等の生活環境も一変していることから、被災者の生活再建を支援するためにも、賠償金等に関する相続税（贈与税）を軽減するなど、税制上の特例措置を検討すること。

福島県双葉地方町村長名簿

町村名	氏 名	備 考
広野町長	遠 藤 智	会 長
葛尾村長	篠 木 弘	副会長
楡葉町長	松 本 幸 英	
富岡町長	山 本 育 男	
川内村長	遠 藤 雄 幸	
大熊町長	吉 田 淳	
双葉町長	伊 澤 史 朗	
浪江町長	吉 田 数 博	

福島県双葉地方町村議会議長名簿

町 村 名	氏 名	備 考
浪江町議会議長	佐々木 恵 寿	会 長
葛尾村議会議長	吉 田 義 則	副会長
広野町議会議長	北 郷 幹 夫	
楡葉町議会議長	青 木 基	
富岡町議会議長	高 橋 実	
川内村議会議長	渡 邊 一 夫	
大熊町議会議長	吉 岡 健太郎	
双葉町議会議長	伊 藤 哲 雄	